

公立化後における学生納付金設定の考え方について（案）

1 学生納付金設定に当たっての観点

公立大学法人の運営に係る主な財源は、学生納付金（入学検定料、入学料、授業料など）及び運営費交付金（設立団体である一部事務組合が交付）である。

このうち、学生納付金については、新たな公立大学が、諏訪地域の6市町村共同で設立する大学、長野県における唯一の工学系単科大学であるという点を踏まえ、地域住民（長野県民）の高等教育を受ける機会の確保、高等学校卒業者の県外流出抑制、地元受験生に対する魅力向上、公費負担と受益者負担のバランスのあり方などを総合的に考慮して、納付金の額を決定していくことが必要である。

2 学生納付金設定の考え方（たたき台）

（1）入学検定料、授業料

- ・国立大学標準額（注）と同額とする。
- ・国立大学標準額に今後改定があった場合には、改定後の額を基本とするなど、他の国公立大学の動向を踏まえた設定とする。

（注）文部科学省令「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に規定する標準額

（2）入学料

- ・国立大学標準額を基本とし、諏訪地域（長野県）の出身者の入学を促進する観点、また、大学の施設設備や運営費に係る地元自治体の負担に配慮する観点から、諏訪地域内出身者、県内出身者、県外出身者の別に額に差を設けることとする。
- ・地域内の要件について、地域内に住民票を有する者とするか、地域内の高等学校卒業（見込）者とするかは検討を行う。

（3）その他の学生納付金

- ・教科書代、教材費、実習費、海外渡航費などの費用については、学生の実費負担とする。

（4）経済的な理由で納付が困難な者に対する支援策

- ・既存の奨学金制度や各種支援制度を活用するほか、授業料等の減免制度や大学独自の奨学金制度の導入について検討する。

（5）開学後の見直し

- ・大学の評価が一定程度固まり、公立大学法人の運営が軌道に乗った段階で、教育内容の充実や運営安定化の観点から検証を行い、学生納付金の額を必要に応じて見直すこととする。